

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー 株式会社
代表取締役 松岡 直人

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

船橋市長 松 戸 徹



許可の年月日 令和5年5月9日

許可の有効年月日 令和12年1月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

切断、圧縮及び選別による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 切断及び圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除くものに限る）、(イ) 紙くず（金属くずと一体不可分なものに限る）、(ウ) 木くず（金属くずと一体不可分なものに限る）、(エ) 繊維くず（金属くずと一体不可分なものに限る）、(オ) 金属くず（自動車等破砕物を除くものに限る）、(カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除くものに限る）、(キ) がれき類（金属くずと一体不可分なものに限る）

イ 選別による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除くものに限る）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず（自動車等破砕物を除くものに限る）、(カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除くものに限る）、(キ) がれき類

（上記ア及びイのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙の1のとおり。

3. 許可の条件

許可証別紙の2のとおり。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年	1月	4日	新規許可（千葉県知事）
令和3年	7月	5日	変更届（処理施設、保管場の変更）
令和4年	6月14日		変更届（処理施設、保管場の変更）
令和4年	7月14日		変更届（代表者の変更、役員の変更）
令和5年	1月	4日	更新許可
令和5年	5月	9日	変更許可（事業の区分の変更、処理施設の変更、保管場の変更）
令和6年	5月30日		変更届（選別施設の処理能力の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無 以下余白



許可証別紙

1 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力 (設置年月日及び許可番号)	数量	設置場所
切断施設	215.2 t / 日 (平成 15 年 3 月 24 日)	1	千葉県船橋市日の出 1 丁目 2 番 4
圧縮施設	43.05 t / 日 (令和 3 年 6 月 25 日)	1	
選別施設	130.9 t / 日 (令和 5 年 3 月 3 日)	1	
切断材料保管施設	298 m ² 502 m ³	1	
切断製品保管施設	63 m ² 189 m ³	1	
	252 m ² 756 m ³	1	
圧縮材料保管施設	78 m ² 108 m ³	1	
圧縮製品保管施設	64 m ² 99.08 m ³	1	
残渣物保管施設	38.5 m ² 67.4 m ³	1	
残渣物保管施設 (選別前)	54 m ² 85.5 m ³	1	
	18.24 m ² 27.79 m ³	1	
残渣物保管施設 (選別後)	39.5 m ² 44.7 m ³	1	
	29.48 m ² 36.85 m ³	1	
	2 m ² 3.06 m ³	4	

2 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理及び保管は、上記の処理能力を超えて行わないこと。